

令和5年度地区懇談会（美園・若草地区） 議事録（概要）

令和5年11月2日（木）18:00～20:00

若草つどいセンター 出席者40名

4. 市からの情報提供：宅地の土留（擁壁等）の維持管理について

質問：桜ヶ丘町会長

- ・ 所有者不明の擁壁について、市は管理しているのか。

回答：都市整備部次長

- ・ 基本的に擁壁の所有者の確認が必要だと考える。所有者が分からないので市で管理を行うということではなく、まず土地の所有者や土地を借りて使用している方を確認する必要がある。

5. 市役所新庁舎の建設及び中央地区まちづくり協議会の取り組みについて

質問：美不二町会長

- ・ 2030年の人口減少問題があるが、その頃、登別市の人口は3万人前後になる見込みとのこと。その点についてはどう検討しているか。

回答：総務部次長

- ・ 庁舎整備に関して言えば、耐震性能や津波浸水などさまざまな課題があったため、旧陸上競技場に建設することとなった。庁舎の規模についても、今後の人口減少やデジタル化を想定して、市役所に手続きで来る機会は減るものと想定している。それらを踏まえ、大きな規模の建物は必要ないのではないかなど、さまざまな検討を行い、面積をできる限り絞った設計となっている。
- ・ まちづくりの関係で言うと、中央地区まちづくり協議会を設置して取り組みを進めているが、新庁舎の建設を良い機会と捉え、協議を行っている。
- ・ 人口減によるにぎわいの衰退については聞かれており、活性化の取り組みは必要と考える。他の地域でいえば、登別駅前地域においても活性化の協議と取り組みが進められている。登別市のまちづくりについて考えた場合、一カ所に集中して行うということにはならないと思っている。

9. 地区連合町内会が市と意見交換したい事項

(1) 地質調査及びハザードマップの見直しについて

質問：美不二町会長

- ・ 今回の美園町6丁目の擁壁崩壊事案について、避難所等の対応をいただき御礼申し上げ

げる。その上で、今日に至るまでどのような推移であるかという点と、今後この問題に対してどのように取り組まれようとしているのかということをお聞きしたい。

- ・ 今回の事案はハザードマップのエリア外であるが、どういう考え方であるか。地質調査なども行わないということだったが、それでいいのかということも含めお伺いしたい。

回答：総務部次長

- ・ まず、地質調査及びハザードマップの見直しについて、今回擁壁の崩壊があった区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれにも指定されていない。この土砂災害警戒区域・特別区域の調査・指定に当たっては、急傾斜地の高さや勾配を測量して北海道が指定をしているが、この際も地質調査は行っていない。
- ・ 市内における土砂災害警戒区域等については、北海道が平成20年度から順次調査を行い、令和2年度までに132カ所が調査・指定され終了している。今後については、北海道からの指定等に変化があったところについて調査を行う予定があるものの、実施時期は未定と聞いている。今回擁壁が崩れた場所についても、地盤が動いたという状況にはなく、周辺においてもこうした状況が見られないことから、現時点では市が独自に地質調査を行うことは考えていない。
- ・ また、警戒区域外の対応について、大雨警報には浸水と土砂災害の2種類がある。この大雨警報の土砂災害が発表された後、命に危険のある土砂災害が発生する可能性がある場合は、気象台から土砂災害警戒情報が発表される。この際には避難所や自主避難所などの開設など、市から避難に関しての情報を出すので、警戒区域外の方でも、土砂災害に不安のある方はこうした警報や情報に注意していただければと思う。
- ・ なお、美園町6丁目の擁壁崩壊の取り組みについてもご質問いただいたと思うが、本件については、それぞれの対象となっている世帯の方がたと話し合い・説明をさせていただいたり、ご意見を伺ったりしているところ。解決に向けては課題がいくつかあり、今のところ進んでいない状況である。多少時間が掛かるのも想定しており、これから冬に向けて安全対策をどうするかということで、現在は大型土嚢を一番下の段に積んで、新たな崩壊に備える対応をしているが、土嚢を追加したり単管などで崩れそうな家屋を押さえたりなどといった対策を冬に向けて考えているところ。
- ・ 課題については、個別の事案でありこの場での回答は控えさせていただきたい。

質問：美不二町会長

- ・ 市民の中には、市はこの対応のため6,000万円の予算を組んだと言っている人がいるなど、噂が錯綜している。その地域に住んでいる人が、これからどうなっていくのかという不安を抱えており、それらに対する説明がほしい。

回答：総務部長

- ・ 市としての考えは、民間と民間の問題はそれぞれが補修など対応してもらおうという基本に立つが、そういうことができない状況にあるということ承知の上で、市として何がで

きるのかという部分を考えている。

- ・ 例えば、代執行などの可能性があるが、それらを進めようとする中で問題や課題が生じた。それらは個人的なものもあるのでここでは控えさせていただきたい。その中で、市としても、その問題や課題をどのように解決して前に進んでいけるかということについて継続して検討している最中。個人間の問題があるため、今のところこれ以上の言い様がないが、市としてもいろいろな方策を考えている。

質問：美不二町会長

- ・ 課題の抽出と分離が今の段階ということによろしいか。

回答：総務部長

- ・ その課題をどうしたら解決できるかというところを考えている。市として進めようとしてきたことはあるが、現在は問題と課題が生じている。それでなかなか前に進めないという状況がある。
- ・ ただ、冬に向けて崩壊部分そのままということは、市としても不安があるため改めて大型土嚢の設置をさせていただきたい。このような形で動いているところ。

質問：美不二町会長

- ・ 付近の住民はいつまでこの状態にいるのかという不安を感じている。現場は立入禁止区域になっているが、勝手に入り何かあれば誰が責任を取るのかなど、もうあの場所に住めないと決まれば移転先を探さなければいけないとの心配もある。
- ・ そのようなことに対して、疑問に答える窓口であったり、対応をいつまでにするというものであったりという回答がほしい。

回答：総務部長

- ・ 申し訳ないが、同じ形としか言えない。問題と課題を解決できればある程度は見込みをお話しすることができるかも知れないが、現状においてこの課題がいつ解決できるか見通しが立っていない。よって、いつまでという部分をお話することが難しい。

回答：市長

- ・ 今回は複数軒の個人が関係しており、個人情報の関係から解決できない問題がある。そこで市が全員に情報を流していろいろな受け取られ方をすると、後に各個人が民事で争った際に問題になる可能性がある。
- ・ 擁壁崩壊に対し、市では対応可能な方法がいくつかあるが、噂だけが先行したことで皆さんを混乱させてしまったこともあり、今後は噂が先行しないように情報提供を控えているところ。本当はきちんとお伝えしたいが、情報が錯綜し不確かな噂が流れる状況に市としてはしたくない。
- ・ 問題が解決した際にはそれぞれの方に必要な情報を提供するので、本日は一般論しか言

えないという点についてご理解いただきたい。

質問：美不二町会長

- ・ あの擁壁は40年以上前から問題になっており、今回のことで土地の持ち主が違ったことがようやく分かったり、今までの不満も大きい。そのため行政にはその役割をきちり行ってもらいたいという思いがある。

回答：市長

- ・ 市が最低限行わなければならないのは、これから冬から春にかけて二次災害を起こさないためにはどうしたらいいかということだと考える。そこに関してはしっかりやっていきたい。

質問：美不二町会

- ・ 6月12日の説明会で市に質問を行った際に、はっきりした答えをいただけなかったののでこの場で再度質問したい。
- ・ 今回、被害に遭った方を被害者とする、もう一方は「加害者なんですか」と聞いた際に「わからない」という答えであった。その後、自然災害では無いという答えが出たため、改めて加害者の考えについてお聞きしたい。

回答：総務部次長

- ・ 「加害者」という言葉では答えづらいが、今回の事案の要因は擁壁の不備と考えている。擁壁の不備により今回崩壊が起こり、家屋に被害をもたらしたものと考えている。

質問：美不二町会

- ・ 擁壁が不備であったという結論でよいか。

回答：市長

- ・ 自然災害ではないということは気象庁などに確認しているが、それだけが原因であると結論付けてはいない。他に要因がある可能性も視野に入れている。

質問：美不二町会

- ・ この擁壁の建築資料が出た際に、施工の申請と実際の建設の内容が分かったが、そこで瑕疵があることを指摘している。擁壁の建設段階の問題で起きた人災だと考える。従って、こういうことが起きた場合、市ではどのような対応を行うのか。

回答：総務部次長

- ・ 当時の擁壁の造成許可は北海道が行っており、北海道の見解によれば、手続きの中で不適切な処理を行った事実は確認できないため、許可処分は適切であったと考えているとの

こと。この件については北海道が権限を持っていた経緯があるため、市から考えを示すことはできない。

質問：美不二町会

- ・ 北海道の記録に遺漏が無いから適正であったという回答だが、実態は手抜き工事であるとする。そのため、その原因に基づいて対応していただきたい。

回答：市長

- ・ この件そのもの話では無いが、建築基準法なども当時は適法であったが現在の基準に照らし合わせると基準が厳しくなり改修が必要となることもある。当時の判断について、我々が良い悪いを言える立場にないことをご理解いただきたい。
- ・ また、当時の売買の状況や経年劣化などさまざまな要因もあり、今回の事案に市が何らかの判断を申し上げることは難しい。
- ・ なお、今回の立地と同じような場所に住んでいる方に対して、これから同じような事故が起こらないために市でも対応を検討している。

質問：桜ヶ丘町会長

- ・ 今回の件は災害認定するのか、しないのか。また、個人間の土地の問題は個人同士でやってくれということになるのか。

回答：市長

- ・ その状況の程度によって難しいところもあるが、市ができることについては考えている。このたびの擁壁崩壊があった場所の下には美園町6丁目の主要道路がある。その道路に支障があれば市は動かざるを得ない。
- ・ このように、一側面的には個人の問題ではあるが、その問題が大きくなったときには公の問題であると捉えており、個人の問題なので個人で解決してほしいとは考えていない。しかし、個人情報の問題があるため、それは解決しなければならない。

質問：桜ヶ丘町会長

- ・ 要するに災害でなければ、個人間の土地に関しては民民でやってくれということか。

回答：市長

- ・ 国や道が認める激甚災害といわれるような数軒単位では収まらない災害の場合は別になる。今回の件について、市でも気象庁等に確認を行ったが自然災害とはならなかった。

質問：桜ヶ丘町会長

- ・ 数軒単位では収まらないというのはどのくらいの世帯か。

回答：市長

- ・ 原因が自然災害であり、誰が見てもこれは公的資金を使わなければならないほどの未曾有の自然災害があった場合は公費の対応となると考える。

その他：日本海溝、千島海溝地震と津波災害時の避難場所や仮設住宅の設置について

質問：若草第二町内会長代行

- ・ ① 日本海溝、千島海溝地震の発生により、最大で12メートルの津波の発生が予想されているが、若草小学校も鷺別コミュニティセンターも浸水予想地域の範囲内であり、使用できないことが予想される。避難できた住民の避難場所は、仮設住宅の設置などどのように想定しているか？
- ・ ② 地震発生時に、津波の被害が少なかったとしても停電や断水、又は排水設備が破損して自宅及び公共施設のトイレが使用不能になることが予想されるが、そのときはどのように対処するのか。
- ・ ③ 最悪を考え、被災後に仮設住宅の建設で土地の確保と整備等をしているか。

回答：総務部次長

- ・ まず、避難所の件について、高台の一次避難場所は若草望洋広場付近、高野台団地入口付近、優和公園奥、室蘭総合自動車学校付近、上鷺別墓地付近などが高台として指定されている。若草小学校の3階も避難が間に合わない場合の津波避難ビルとして指定しているところ。
- ・ その後、避難所として開設する建物であるが、この地区では津波災害時の避難先として指定されている施設は美園児童センターのみとなっている。実際の災害時には、被害の状況により津波も必ず最大級で訪れるわけでは無いため、浸水の状況などによって鷺別コミュニティセンターや若草小学校などの公共施設に避難所を開設することも予定している。
- ・ また、これらの施設も被害が大きく、この地区で大規模な避難所を開設できない場合は、室蘭市と災害協定を締結しているため、室蘭市立天神小学校など室蘭市の公共施設に避難所の開設をお願いするほか、室蘭工業大学や北海道室蘭東翔高等学校などを避難所とさせてもらうことなど、承諾を得ているところ。

回答：市長

- ・ 災害時の排水については、壊れている前提で考慮しており、復旧するまでは部分的に直して使うという考えはない。災害発生後24時間、72時間、1週間、4週間と段階を踏まえて排水復旧についても検討をしているところ。

回答：総務部次長

- ・ トイレに関しては、仮設トイレのレンタルについても民間事業者と協定を結んでおり、設置する想定となっている。

- ・ 仮設住宅については、地域防災計画で定めており、災害の状況を考慮して選定することとしているため、最初から場所が定められているわけではない。現実的には公園などの市有地やグラウンドなどの公共用地、私有地を選定することになっている。被害状況から、仮設住宅を必要とする世帯がどれくらいいるかを勘案し、場所等を総合的に考えることとなる。